

Title	被保護母子世帯の就業：ひとり親世帯就労促進費廃止と母子加算復活の影響分析
Sub Title	Work, public assistance and single mothers : an economic analysis of the impact of recent policy changes
Author	山田, 篤裕(Yamada, Atsuhiro) 駒村, 康平(Komamura, Kohei) 大津, 唯(Otsu, Yui) 渡辺, 久里子(Watanabe, Kuriko)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2013
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics=Mita journal of economics). Vol.105, No.4 (2013. 1) ,p.601(79)- 615(93)
JaLC DOI	10.14991/001.20130101-0079
Abstract	本稿は、2009年12月に実施されたひとり親世帯就労促進費廃止と母子加算復活が、被保護母子世帯の母親の就業率を引き下げた可能性について、厚生労働省「社会保障生計調査(2009年度)」の個票データを用いて、明らかにした。ただし制度変更が就業率に負の影響を与えたとしても、社会厚生水準の観点からは問題とはならない可能性もあり、就業率の下落(あるいは上昇)が社会的に望ましいかどうかの価値判断にはなお慎重な留保が必要である。 This study clarifies the possibility of decreasing employment rates among single mothers receiving public assistance after the repeal of the Fund for Promotion of Employment for Single-Parent Households and the return of the Maternal Additional Assistance Premium, using the individual data of the Ministry of Health, Labor and Welfare's "Survey on Living by Social Security" (Fiscal Year 2009). However, even if system reforms negatively impacted employment rates, a possibility exists that, from a social welfare perspective, this is not becoming a problem and therefore it is critical to carefully withhold reservation toward value judgments regarding whether a decrease (or increase) in employment rates is socially desirable.
Notes	小特集：社会保障制度の課題：新しいアプローチと分野
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20130101-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

被保護母子世帯の就業—ひとり親世帯就労促進費廃止と母子加算復活の影響分析—

Work, Public Assistance and Single Mothers: An Economic Analysis of the Impact of Recent Policy Changes

山田 篤裕(Atsuhiko Yamada)

駒村 康平(Kohei Komamura)

大津 唯(Yui Ohtsu)

渡辺 久里子(Kuriko Watanabe)

本稿は、2009 年 12 月に実施されたひとり親世帯就労促進費廃止と母子加算復活が、被保護母子世帯の母親の就業率を引き下げた可能性について、厚生労働省「社会保障生計調査(2009 年度)」の個票データを用いて、明らかにした。ただし制度変更が就業率に負の影響を与えたとしても、社会厚生水準の観点からは問題とはならない可能性もあり、就業率の下落(あるいは上昇)が社会的に望ましいかどうかの価値判断にはなお慎重な留保が必要である。

Abstract

This study clarifies the possibility of decreasing employment rates among single mothers receiving public assistance after the repeal of the Fund for Promotion of Employment for Single-Parent Households and the return of the Maternal Additional Assistance Premium, using the individual data of the Ministry of Health, Labor and Welfare's "Survey on Living by Social Security" (Fiscal Year 2009). However, even if system reforms negatively impacted employment rates, a possibility exists that, from a social welfare perspective, this is not becoming a problem and therefore it is critical to carefully withhold reservation toward value judgments regarding whether a decrease (or increase) in employment rates is socially desirable.

被保護母子世帯の就業

——ひとり親世帯就労促進費廃止と母子加算復活の影響分析*——

山 田 篤 裕
駒 村 康 平
大 津 唯
渡 辺 久里子

要 旨

本稿は、2009 年 12 月に実施されたひとり親世帯就労促進費廃止と母子加算復活が、被保護母子世帯の母親の就業率を引き下げた可能性について、厚生労働省「社会保障生計調査（2009 年度）」の個票データを用いて、明らかにした。ただし制度変更が就業率に負の影響を与えたとしても、社会厚生水準の観点からは問題とはならない可能性もあり、就業率の下落（あるいは上昇）が社会的に望ましいかどうかの価値判断にはなお慎重な留保が必要である。

キーワード

生活保護、被保護母子世帯、ひとり親世帯就労促進費、母子加算、就業率

1. はじめに

2004 年以降、生活保護制度において、母子加算の段階的廃止・復活、児童養育加算の支給対象拡大、ひとり親世帯就労促進費の導入・廃止、および多人数世帯にたいする第 1 類費算定への通減率導入等、さまざまな制度変更が実施されてきた。

* 本稿は平成 23 年度厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「低所得者、生活困窮者の実態把握及び支援策の在り方に対する調査研究（研究代表者：駒村康平）」の一環として行われた筆者らの研究に基づく。また研究に用いられた「社会保障生計調査」は統計法第 33 条に基づき調査票情報の利用を許可されたものである。2012 年 7 月 28 日（土）に三田経済学会の助成を受けて実施された『新・希望の社会保障研究ミニ・コンファレンス』におけるコメントは、本稿の改訂に活かされている。コンファレンスの参加者および三田経済学会の諸兄ならびに本稿で用いられたデータ利用に協力して下さった多数の方々に深く感謝しここに記す。いうまでもなく本稿に残されているかもしれない誤りはすべて筆者らが責を負う。

本稿では、こうしたさまざまな制度変更の中、とくに被保護母子世帯の就労に影響を与えたと考えられる制度変更、具体的にはひとり親世帯就労促進費廃止と母子加算復活に焦点を当て、それらが被保護母子世帯の就労行動にどのような影響を与えたかについて定量的に分析する。

本稿で使用したデータは厚生労働省「平成 21 年度社会保障生計調査」個票である。この調査は同一世帯について月次パネル・データ化することが可能で、ひとり親世帯就労促進費廃止と母子加算復活前後の同一世帯の状況変化を把握することが可能であり、これらの制度変更が被保護母子世帯の就労行動に与えた影響を把握する上で、またとない貴重な資料となっている。

本稿の構成は以下の通りである。続く第 2 節で 2004 年以降に実施された児童のいる世帯等への生活保護制度における近年の制度変更の概要を説明する。第 3 節では、公的扶助受給世帯や母子世帯への社会保障・税制度の改正が、就労行動に与えた影響に関する先行研究について、ごく簡単に紹介する。第 4 節では使用データである厚生労働省「社会保障生計調査」の概要、本稿の分析方法、分析結果について述べる。第 5 節の結びでは、分析結果のまとめ、およびその留保と「社会保障生計調査」を制度変更の定量的分析に用いる場合に必要と考えられる若干の提案を述べる。

なお予め本稿の分析結果について留保を述べる。本稿では制度変更が被保護母子世帯の就労行動に与えた影響についてのみ分析しており、それが被保護母子世帯の効用水準あるいは社会厚生水準に与えた影響まで踏み込んでいない。別の言い方をすれば、労働供給が減少したとしても、それ自体は社会厚生観点からは問題とはならない可能性がある。生計費確保のために深夜労働を余儀なくされていた母親が、給付水準の改善等により労働供給を減らし、子どもと過ごす時間を増やしたことにより、母親や子どもの効用が上がり、結果的に母子の効用そして社会厚生は上昇する可能性がある（國枝 2008：60）からだ。そうした母子の効用および社会厚生の変化については、本稿で用いたデータ上の制約により、可能な分析範囲を超えるため、本稿では取り扱わない。したがって、就業率の上昇（あるいは下落）が社会的に望ましいかどうかについては、本稿の分析結果からは判断がつかないことを予め強調しておく。

2. 制度変更の概要

2004 年から 2009 年までの 6 年間に、生活保護制度ではさまざまな改革が行われてきた。主に児童のいる世帯に関する改革に絞り、その概要を示したのが、表 1 である。

2004 年 8 月から児童養育加算の支給対象を義務教育就学前の児童から小学校第 3 学年修了前の児童に拡大した。児童養育加算は 1 級地 1 の場合、対象児童第 1・2 子に各々 5,000 円、第 3 子以降は各々 10,000 円を支給する。

2005 年 4 月からは 16～18 歳の児童に対する母子加算の段階的廃止が始まる。⁽¹⁾ その第一段階として、これまで 1 級地-1 の場合、児童 1 人に 23,260 円支給されていた母子加算を 15,510 円に減額

し、3分の2の給付水準とした。第二段階として2006年4月には、さらに3分の1の給付水準となり、1級地1の場合の児童1人あたりの母子加算は7,750円に減額された。そして最終段階として2007年4月に16～18歳への母子加算は完全に廃止される。

一方、児童養育加算では支給対象を「小学校第3学年修了前の児童」から「小学校第6学年修了前の児童」へと拡大した。

2007年4月からは15歳以下の児童および20歳未満の障がい児に対する母子加算の段階的廃止が始まる。16～18歳の児童に対する母子加算の段階的廃止と同様、第一段階では3分の2の給付水準（1級地-1の場合、児童1人あたり15,510円）、2008年4月からの第二段階では3分の1の給付水準（児童1人あたり7,750円）となり、2009年4月には最終段階として15歳以下の児童および20歳未満の障がい児に対する母子加算は完全に廃止された。

一方、児童養育加算では、2007年8月から3歳未満について出生順位に関わらず、一律月額10,000円に増額されている。

母子加算減額の開始と同時に3つの就労・教育支援策も実施された。第一にひとり親世帯に限定するものではないが、2005年に、自立支援プログラムに基づく場合、月額176,000円の範囲内で複数回の技能習得費を支給することとした。第二に生業扶助の技能習得費として高等学校等就学費（基本月額5,300円）が支給されることになった。第三により直接的なひとり親世帯への就労支援策として、2007年4月にひとり親世帯就労促進費が導入された。このひとり親世帯就労促進費は、ひとり親世帯を対象を絞った一種の賃金・訓練補助金であり、就労収入の月額が30,000円以上の場合に月額10,000円を、就労収入の月額が30,000円未満の場合あるいは職業訓練等⁽²⁾に参加している場合に月額5,000円を支給するものである。

また、母子世帯のみに影響するものではないが、第1類費に関して2005年4月から2つの制度

(1) これに先立つ2004年4月から老齢加算の段階的廃止が始まり、2003年4月に1級地-1の場合、17,930円から9,670円となり、2005年4月には3,760円となり、2006年4月には廃止された。同じ3年間であるが、老齢加算の場合、第一段階で給付水準を半額にしており、3年間で3分の1ずつ減額していった母子加算の減額スピードより速い。

(2) 局長通知第7の2の(9)のアの(イ)にいう「職業訓練等」とは、

① 公共職業訓練に取り組んでいる場合

② 専修学校等において、生業の維持に役立つ生業に就くために必要な技能の習得に取り組んでいる場合

③ コンピュータの基本機能の操作等就職に有利な一般的技能の習得、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力の習得、職場適応訓練、就労意欲の喚起を目的としたセミナー等を受講している場合

④ 各自治体において策定されている就労自立支援に関するプログラムに参加（生活保護受給者等就労支援事業への参加を含む。）している場合

とされている（生活保護手帳編集委員会2009、p.211）。

表１ 子どものいる世帯等への生活保護制度における近年の改正概略一覧

年度		子どものいる世帯		多人数世帯	その他
元号	暦年	母子世帯・ひとり親世帯	その他		
平成15	2003		(児童養育加算＝1級地－1の場合、対象児童第1・2子は各々5,000円、第3子以降、各々10,000円)		
平成16	2004	(母子加算＝1級地(在宅)・児童1人の場合、23,260円)	8月から児童養育加算の支給対象を「義務教育就学前の児童」から「小学校第3学年修了前の児童」に拡大。		
平成17	2005	「16～18歳」に対する母子加算の段階的廃止開始。1級地(在宅)・児童1人の場合、15,510円。	20歳未満の第1類費区分を8区分から4区分に簡素化。一部の0歳児に適用されている人工栄養費(20%以上人工栄養に依存する場合月額120,606円)の廃止。生業扶助の技能習得費として高等学校等就学費(基本月額5,300円)を支給開始。	多人数世帯(4人以上)について、第1類費算定に通減率(4人世帯で0.98、5人以上世帯で0.96を第1類の合計額に乗じる)を設定(移行過程)、第2類費引き下げ(1級地－1の場合、2,820円)。	自立支援プログラムに基づく場合、年額176,000円の範囲内で複数回の技能習得費を支給。
平成18	2006	「16～18歳」に対する母子加算の段階的廃止過程。1級地(在宅)・児童1人の場合の場合、7,750円。		多人数世帯(4人以上)について、第1類費算定に通減率(4人世帯で0.96、5人以上世帯で0.93を第1類の合計額に乗じる)を設定(移行過程)。	
平成19	2007	「16～18歳」に対する母子加算の全廃。 「15歳以下」および「20歳未満障がい児」に対する母子加算の段階的廃止開始。1級地(在宅)・児童1人の場合の場合、15,510円。 ひとり親世帯就労促進費(就労している世帯で月10,000円、職業訓練などに参加している世帯で月5,000円)の創設。母子加算とひとり親世帯就労促進費は併給調整され、高い方の額を支給。		多人数世帯(4人以上)について、第1類費算定に通減率(4人世帯で0.95、5人以上世帯で0.90を第1類の合計額に乗じる)を設定。	長期生活支援資金制度の創設。当該資金の利用が可能な居住用不動産を有する高齢者世帯等については、当該貸付金の利用を生活保護に優先させ、貸付の利用期間中には生活保護適用を行わない。 人工透析医療について医療扶助により給付しても差し支えないとしていたが、更生医療の給付優先を徹底。
平成20	2008	「15歳以下」および「20歳未満障がい児」に対する母子加算の段階的廃止過程。1級地(在宅)・児童1人の場合の場合、7,750円。			
平成21	2009	母子加算全廃。12月から母子加算の復活(1級地(在宅)・児童1人の場合、23,260円)。母子加算の復活に伴い、ひとり親世帯就労促進費を廃止。			

出所：厚生統計協会『国民の福祉の動向(厚生指標：臨時増刊)』各年版および生活保護手帳編集委員会『生活保護手帳』各年版(中央法規出版)より筆者作成。

変更が行われた。1つは多人数世帯にたいする第1類費算定への通減率の導入である。もう1つは、20歳未満の第1類費区分の簡素化である。

まず多人数世帯にたいする第1類費の通減率は、4人以上世帯を対象とするもので2005年4月からの3年間で段階的に導入された。第一段階の2005年4月からは4人世帯で0.98、5人以上世帯で0.96、第二段階の2006年4月からは4人世帯で0.96、5人以上世帯で0.93、最終段階の2007年4月からは4人世帯で0.95、5人以上世帯で0.90を、それぞれ第1類費の合計額に乗じることになった。また第2類費についても2005年4月から4人以上世帯について5%程度の給付抑制が行われることになった。

次に20歳未満の年齢区分の簡素化であるが、具体的には表2にあるように2005年から8区分から4区分となった。この変更により、いくつかの年齢区分では第1類費の給付水準が引き下げられた。具体的には1級地-1の1~2歳で890円、3~5歳で600円、9~11歳で2,380円、12~14歳で1,930円、15~17歳で5,230円の減額となった。最も大きい減額は15~17歳であり、12%の給付水準減である。一方、0歳児は5,930円⁽³⁾、6~8歳は2,040円の増額となっている。

以上のように、さまざまな制度変更が2004年以降行われてきており、とくに母子加算の段階的廃止・復活とひとり親世帯就労促進費の導入・廃止は、被保護母子世帯の母親の就労に何らかの影響を与えた可能性がある。

3. 先行研究

社会保障・税制度改正と母子世帯の就労行動について、海外ではすでに多くの知見が蓄積されている。とくに就労を条件とした子どものいる世帯への給付が、低所得層にいる母親の就業率を上昇させることについては多くの研究で一致をみている。

たとえば、Eissa and Liebman [1996] では、アメリカにおける母子世帯と子どものいない無配偶女性とを比較することで、1986年の勤労所得税控除（Earned Income Tax Credit: EITC）の適用拡大の影響を評価している。その結果、この適用拡大により母子世帯で2.8%の労働力率の上昇があり、とりわけ高卒未満の学歴の母親でその上昇効果は6.1%と大きくなっていることを実証した。またMeyer and Rosenbaum [2001] でも同様に1984年から1996年までの社会保障・税制度の影響を評価し、母子世帯の労働力率の上昇の6割がEITCと他の税制度改正によるものであり、要扶養児童家庭扶助（Aid to Families with Dependent Children: AFDC）やMedicaidやFood Stampなどの社会保障制度改革による就業率上昇効果より大きかったことを実証している。また、Brewer 他 [2006] はイギリスにおける児童家族クレジット（Family Credit）の廃止・勤労世帯児童家族税

(3) ただし一部の0歳児に適用されていた人工栄養費が同時に廃止されている。

表2 年齢区分変更による第1類費の変化

第1類 (1級地-1)				2004～05 年の変化		
2004 年		2005 年			差 (円)	変化率 (%)
0 歳	14,970	0～2 歳	20,900	0 歳	5,930	28.4
1～2 歳	21,790			1～2 歳	－890	－4.3
3～5 歳	26,950	3～5 歳	26,350	3～5 歳	－600	－2.3
6～8 歳	32,030	6～11 歳	34,070	6～8 歳	2,040	6.0
9～11 歳	36,450			9～11 歳	－2,380	－7.0
12～14 歳	44,010	12～19 歳	42,080	12～14 歳	－1,930	－4.6
15～17 歳	47,310			15～17 歳	－5,230	－12.4
18～19 歳	42,010			18～19 歳	70	0.2
20～40 歳	39,970	20～40 歳	40,270	20～40 歳	300	0.7
41～59 歳	38,180	41～59 歳	38,180	41～59 歳	0	0.0
60～69 歳	36,100	60～69 歳	36,100	60～69 歳	0	0.0
70 歳以上	32,340	70 歳以上	32,340	70 歳以上	0	0.0

第1類 (3級地-2)				2004～05 年の変化		
2004 年		2005 年			差 (円)	変化率 (%)
0 歳	11,600	0～2 歳	16,200	0 歳	4,600	28.4
1～2 歳	16,890			1～2 歳	－690	－4.3
3～5 歳	20,890	3～5 歳	20,420	3～5 歳	－470	－2.3
6～8 歳	24,820	6～11 歳	26,400	6～8 歳	1,580	6.0
9～11 歳	28,250			9～11 歳	－1,850	－7.0
12～14 歳	34,110	12～19 歳	32,610	12～14 歳	－1,500	－4.6
15～17 歳	36,670			15～17 歳	－4,060	－12.5
18～19 歳	32,560			18～19 歳	50	0.2
20～40 歳	30,980	20～40 歳	31,210	20～40 歳	230	0.7
41～59 歳	29,590	41～59 歳	29,590	41～59 歳	0	0.0
60～69 歳	27,980	60～69 歳	27,980	60～69 歳	0	0.0
70 歳以上	25,510	70 歳以上	25,510	70 歳以上	0	0.0

出所：生活保護手帳編集委員会『生活保護手帳』各年版（中央法規出版）より筆者作成。

クレジット（Working Families' Tax Credit: WFTC）導入により、母子世帯の労働力率が5.1%上昇したことを実証している。⁽⁴⁾ また Sánchez-Mangas and Sánchez-Marcos [2008] ではイタリアの3歳未満の児童がいる母親向け就労給付の導入により、3歳以上6歳未満の児童のいる母親と比較し、平均で3%の労働力率上昇の効果があったが、その効果は学歴別にみると高卒の母親に限定される

- (4) 前二者の研究とは異なり、Brewer 他 [2006] では制度評価のための適当な比較対象グループが存在しなかったため、労働供給とプログラム参加を、構造モデル推定して分析している。なお Brewer 他 [2006] では、それまでの WFTC および EITC 導入による就業率への影響について先行研究をコンパクトにまとめており、参考になる。

ことを実証している。

一方、近年、日本でも被保護母子世帯の就労行動について個票データを用いた実証分析が蓄積されつつある。それらの分析は、母子世帯の母親の就労に人的・健康資本が重要であることを示している点で一致している。たとえば、藤原・湯澤〔2010〕では、A自治体の2005年度生活保護廃止世帯データに基づき、被保護母子世帯の母親の約半数は就労機会が大きく制約される可能性の高い中卒であり、保護廃止月に稼働していた母の賃金水準の観察から、廃止後に母子が安定した生活基盤を持続できる水準を確保できている世帯は少数であり、さらに廃止月に賃金水準が相対的に高い母子世帯は生活保護受給期間が長い傾向にあることを実証している。同じデータを用いた藤原・湯澤・石田〔2010〕では、他の世帯類型と比較すると母子世帯は受給期間が13年を超えると急速に保護廃止となる傾向のあることを明らかにしている。またX市の被保護母子世帯のデータを用いた駒村・道中・丸山〔2011〕では、世代間で生活保護受給の連鎖があること、母子世帯の母親の高卒未満の学歴や疾患歴が就業確率を下げていること等を実証している。

このように被保護母子世帯の就労行動に関し日本でも個票データに基づく新たな知見が蓄積されているが、2000年代に入ってからの一連の生活保護の制度変更と、被保護母子世帯の就労行動の変化とを関連づけて分析した研究は筆者らの知る限りほとんどない。また分析に用いられた個票データは一自治体の範囲に限定されており、その知見が日本全体に適用できるかどうかについても一定の留保がある。EITCやWFTC等の就労給付(in-work benefit)の就労行動への影響について全国規模の個票を用いて分析した研究が海外では多数存在しているのとは対照的な状況にある。

その主な理由は、比較的大きな制度変更が行われたのが日本ではごく最近だということに起因すると考えられる。大きな制度変更がなければ、一種の自然実験(Natural Experiments)としての制度変更により、人々の行動変化を分析することは不可能だからである。本稿の研究は、この空白の領域を埋めようとする試みとして位置づけられる。

4. 実証分析

(1) 使用データ

本稿では厚生労働省「社会保障生計調査」2009年度の個票データ⁽⁶⁾を用いる。調査対象は被保護世帯であり、全国を地域別に10ブロックに分けた上、各ブロックごとに1~3の都道府県を調査対象

(5) 藤原・湯澤・石田〔2010〕では、10年以上を超えるとなぜ母子世帯で相対的に急激な生活保護からの廃止が生じるのかについて直接的な説明はないが、10年以上で廃止した母子世帯の中には、死亡による廃止が一定割合を占めることや、看護師として安定就労に至ったケースなどがあることが紹介されている。

(6) 統計法(平成19年法律第53号)第33条の規定に基づく承認を得ての利用である。

県として選定し、そこから調査対象世帯を抽出している。調査対象世帯は 1,110 世帯である⁽⁷⁾。

調査内容は被保護世帯の最低生活費（加算を含む）、就労状況、所得構成、世帯属性、消費・支出（家計簿）など多岐にわたっており、被保護世帯の生活構造が月ごとに詳細に把握できるようになっている。調査は年度単位で実施されるが、各調査項目は同一世帯について月次で調査されている。つまり年度単位での繰り返しクロス・セクション・データではあるが、同一世帯について 1 年間の月次パネル・データとしても利用できる。

本稿の分析目的は、ひとり親世帯就労促進費廃止と母子加算復活が母親の就労行動に与えた影響を評価することであるが、この廃止・復活はちょうど同一世帯を月次で観測している「平成 21 年度社会保障生計調査」の年度途中で生じている。そのため、この制度変更を一種の自然実験と見なし、母子世帯の就労行動変化を検出するのに適切なデータとなっている。

(2) 分析手法と対象サンプル

ひとり親世帯就労促進費廃止と母子加算復活とが、被保護母子世帯の就労に与えた影響を評価するため、本稿では差分の差（Difference in Difference）の手法を用いる。具体的には、母子加算やひとり親世帯就労促進費の給付対象はひとり親世帯のみであり、子どものいる夫婦世帯では受給できないことを利用し、母子世帯と子どものいる夫婦世帯の母親の就業率が、母子加算の段階的廃止・復活あるいはひとり親世帯就労促進費の導入・廃止の前後でどのように変化（＝差分）したのか、その差を比較する（＝差分の差をとる）ことで、制度変更の影響を検出する手法を採用する。こうした手法による制度変更の影響評価は、Eissa and Liebman [1996] や Meyer and Rosenbaum [2001] などでも採用されている。

たとえば母子加算復活による母子世帯の母親の就業率への影響は、母子世帯と児童のいる夫婦世帯のサンプルを用い、以下の推計式により求めることができる。ここで P は母親が就業している場合に 1 となるダミー変数、 $Lone$ は母子世帯である場合に 1 となるダミー変数、 $After$ は母子加算

(7) 詳細は「社会保障生計調査」の各年度の調査要綱を参照されたい。なお調査要綱は総務省の e-Stat (<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001024539>, 2012 年 3 月 15 日参照) で閲覧可能である。調査対象からは以下のいずれかに該当する世帯は除外されている。

- ① 生活扶助を受けていない世帯
- ② 世帯人員が 6 人以上の世帯
- ③ 世帯分離している世帯
- ④ 耕地 0.1 ヘクタール以上を耕作して農業を営む者のいる世帯
- ⑤ 林業・漁業、その他の事業を営む者のいる世帯
- ⑥ 保護施設・寮等において賄いを共通しているなど集団的共同生活を営んでいる世帯
- ⑦ 賄い付きの同居人のいる世帯
- ⑧ その他不適当と認められる世帯

復活以降に 1 となるダミー変数、 Z は母親の属性（母子世帯かどうか、児童数、母親の年齢）を表す変数ベクトル、 T はトレンド項である。添え字の i は各母親を表す。 ε は誤差項を示す。

$$P_i = \alpha + \beta \cdot Z_i + \gamma \cdot After + \delta(Lone_i * After) + T + \varepsilon_i$$

ここで α , β , γ , δ が求めるべき係数であるが、とくに δ が負で統計的に有意な場合、母子加算復活は母子世帯の母親の就業率を引き下げたと解釈することができる。とはいえ実際の分析では、ひとり親世帯就労促進費廃止と母子加算復活の制度変更は同時に行われたため、2 つの制度変更の複合的な効果を評価することになる。

以上のような分析手法を採用することから、対象サンプルは 15 歳以下の児童がいる夫婦世帯と、同じく 15 歳以下の児童がいる母子世帯に限定する。16～18 歳は高校に進学するか就業するかの選択が可能であるため、16～18 歳の児童のみしかいない世帯は分析対象から除外した。また分析対象サンプルは 12 カ月の家計調査すべてに回答している世帯に限定し、Balanced Data とした。その結果、合計で 177 世帯（観測値数 2,124 = 177 世帯 × 12 カ月、母子世帯比率 89%）が本稿での分析対象となった。記述統計については本稿末の附表に示した。

(3) 記述統計に基づく分析

受給可能な加算額が、15 歳以下の児童のいる母子世帯と同じく 15 歳以下の児童のいる夫婦世帯で、制度改正によりどのように変化したのかを示したのが図 1 である。自明のことではあるが、ひとり親世帯就労促進費廃止はあったが、それよりも給付水準の高い母子加算復活を反映し、母子世帯では 2009 年 12 月から加算額が約 30,000 円に上昇している。これは 2009 年 11 月以前の給付水準の 3 倍以上であり、また児童のいる夫婦世帯の加算額よりも低水準であったが、2009 年 12 月以降には 2 倍以上多くなっている。

こうした加算額の上昇を反映し、母子世帯の全体の最低生活費（＝生活扶助＋住宅扶助＋教育扶助＋一時扶助）も、2009 年 4～11 月は児童のいる夫婦世帯と比較して 40,000 円前後低かったが、12 月からその差は半分以下になり、児童のいる夫婦世帯の最低生活費と近接するようになった（図 2）。

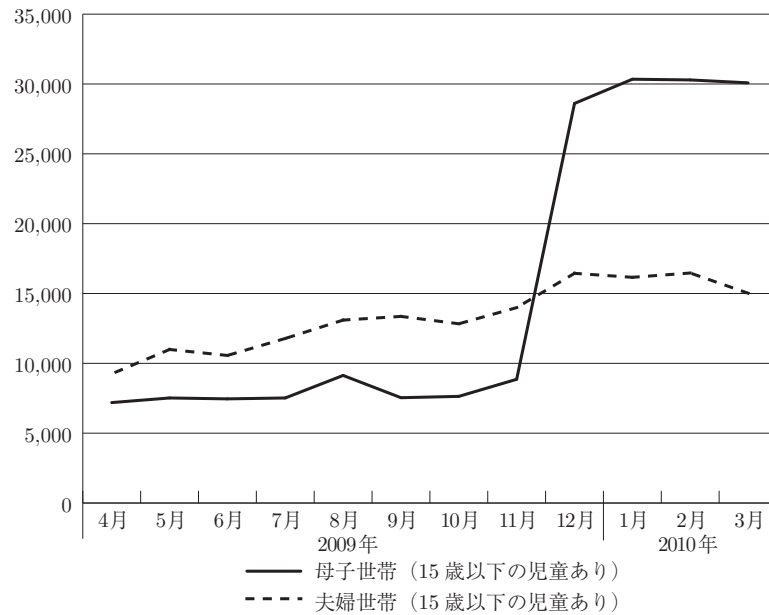
この間、母親の就業率はどのように変化したのであろうか。図 3 では、母子世帯と児童のいる夫婦世帯の母親の就業率を比較している。母子世帯の母親の就業率は 2009 年度の 1 年間で漸減傾向にある。一方、児童のいる夫婦世帯の母親の就業率は、変動も大きく、明確な傾向は見いだせないが、2009 年度末に向かって母子世帯の母親の就業率に近接していつている。

こうした変化は労働市場の需給状況にも左右されよう。男女別の月次失業率の推移を示したのが図 4 である。2008 年 9 月に発生した、いわゆるリーマン・ショックに端を発し、労働市場の需給状況は悪化し、失業率は 1%ポイント近く上昇し、5%台になっている。

つまり 2009 年度は労働市場の需給状況が悪化し、失業リスクが高まるトレンドにあったことに留

図1 加算額の推移

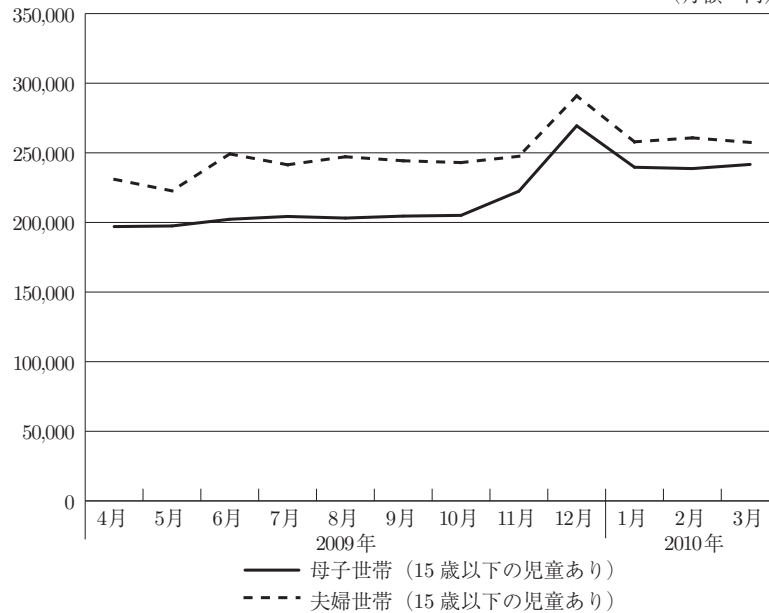
(月額・円)



注：Balanced Data に基づく。加算額は各種加算の合計額である。
出所：厚生労働省「平成 21 年度社会保障生計調査」個票に基づく筆者推計。

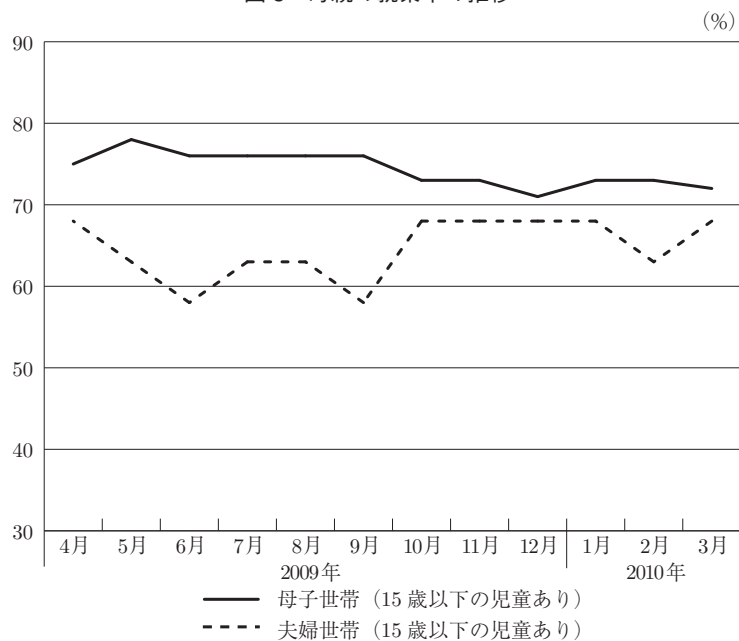
図2 最低生活費の推移

(月額・円)



注：Balanced Data に基づく。最低生活費は生活扶助（含加算額）、住宅扶助、教育扶助、一時扶助の合計額である。
出所：厚生労働省「平成 21 年度社会保障生計調査」個票に基づく筆者推計。

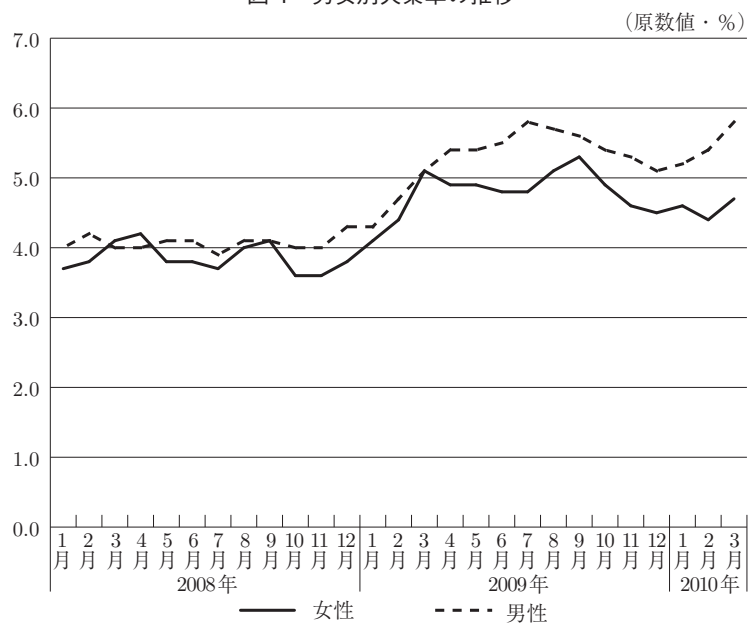
図3 母親の就業率の推移



注：Balanced Data に基づく。

出所：厚生労働省「平成21年度社会保障生計調査」個票に基づく筆者推計。

図4 男女別失業率の推移



出所：総務省「労働力調査（長期時系列）」(e-Stat)。

表3 母親の就業率の差分の差推計

被説明変数	(1) 変量効果 Probit			(2) 変量効果線形確率	
	(dy/dx)	<i>Coef.</i>	[<i>Std.Err.</i>]	<i>Coef.</i>	[<i>Std.Err.</i>]
説明変数					
母子世帯	(0.008)	1.197	[0.743]	0.117	[0.10]
2009 年 12 月以降 (加算復活・促進費廃止)	(0.000)	0.630	[0.444]	0.051	[0.03]
2009 年 12 月以降× 母子世帯	−(0.002)	−0.820	[0.426]*	−0.068	[0.03]**
5 歳以下の児童数	(0.000)	−0.477	[0.458]	−0.050	[0.06]
15 歳以下の児童数	(0.001)	0.566	[0.345]	0.041	[0.04]
16～18 歳の児童数	(0.001)	1.085	[0.390]***	0.128	[0.05]***
年齢	(0.000)	−0.474	[0.296]	−0.040	[0.04]
年齢二乗	(0.000)	0.006	[0.004]	0.001	[0.00]
トレンド項	(0.000)	−0.038	[0.029]	−0.003	[0.00]
定数項		10.705	[5.684]*	1.341	[0.72]*
Log-likelihood		−494.9	***		
R-sq within			0.010		
R-sq between			0.020		
R-sq overall			0.018		
観測値数		2,124	2,124		
N		177	177		

注：Balanced Data に基づく。***, **, *は各々 1, 5, 10%有意。推計式 (1) では尤度比検定により，Pooled Estimator（通常のプロビット・モデル）ではなく，変量効果プロビット・モデルが採用された。また推計式 (2) では，F 検定，Hausman 検定，Breusch and Pagan 検定により，Pooled 線形確率モデル，変量線形確率モデルではなく，変量効果線形確率モデルが採用された。

出所：厚生労働省「平成 21 年度社会保障生計調査」個票に基づく筆者推計。

意し，先行研究が指摘するように，制度変更の影響評価の際には，こうしたトレンドを調整する必要がある。

(4) 統計的手法に基づく分析

母親の就業率が，ひとり親世帯就労促進費廃止と母子加算復活による複合効果でどのような影響を受けたか統計的手法に基づき分析した結果が表 3 に示されている。推計式 (1) では，変量効果プロビット・モデルによる推計結果を，推計式 (2) では変量効果線形確率モデルによる推計結果を示している。

なお推計式 (1) では尤度比検定により，Pooled Estimator（通常のプロビット・モデル）ではなく，変量効果プロビット・モデルが採用された。また推計式 (2) では，F 検定，Hausman 検定，Breusch and Pagan 検定により，Pooling 線形確率モデル，変量線形確率モデルではなく，変量効果線形確率モデルが採用された。推計は，いずれも Balanced Data に基づいている。

推計式の中で最も重要な変数が「2009 年 12 月以降×母子世帯」である。この変数が、ひとり親世帯就労促進費廃止と母子加算復活による、母子世帯の母親の就業率への影響を示している。この変数は両方の推計式で有意である。しかし、その定量的効果（係数の大きさ）は 2 つの推計式で異なっている。変量効果プロビット・モデルでは 10%水準で有意で、統計的な有意水準としては高くない。また限界効果も -0.2%であり、定量的にも就業率に与えた影響は小さい。一方、変量効果線形確率モデルでは 5%水準で有意で相対的に係数の値も -6.8%と大きい。決定係数が 0.02 以下であり、モデルのあてはまり具合は悪い。

結局、ひとり親世帯就労促進費廃止と母子加算復活による複合効果の影響は、就業率に負の影響を与えた可能性があるが、推定されたその定量的効果はモデルによって異なっている。

5. 結びにかえて

2004 年以降、児童のいる被保護世帯、とくに母子世帯に対し、母子加算の廃止・復活、ひとり親世帯就労促進費の導入・廃止など、さまざまな制度変更が行われてきた。しかしながら、そうした制度変更にたいする定量的評価は日本ではこれまでほとんど行われてこなかった。

本稿では、そうした研究の空白を埋めるべく、2009 年 12 月に実施されたひとり親世帯就労促進費の廃止と母子加算の復活が、被保護母子世帯の就業率にどのような影響を与えたのか、厚生労働省「平成 21 年度社会保障生計調査」個票を用いて分析した。具体的には、2009 年 12 月の制度変更前後の母子世帯と児童のいる夫婦世帯の就業率を比較することによる差分の差により評価した。

その結果、ひとり親世帯就労促進費廃止と母子加算復活による複合効果は、就業率に負の影響を与えた可能性があるが、その効果はモデルによって異なり、変量効果プロビット・モデルでは、-0.2%程度で小さいが、変量効果線形確率モデルでは係数は -6.8%と相対的に大きく計測された。

若干の政策含意について述べれば、加算の増減によってもさほど就業率が反応しないという変量効果プロビット・モデルの推計結果が現実をより正確に表しているとすれば、金銭的なインセンティブよりも、効果的な人的資本投資（教育・訓練）を行う方が、母子世帯の就業率上昇には有望な政策と考えられる。

とはいえ冒頭でも述べたように、母子世帯の就業率の低下自体、社会厚生水準の観点からは問題とはならない可能性があり、就業率の下落（あるいは上昇）が社会的に望ましいかどうか自体については留保が必要である。明示的な価値判断を行わなければならないからである。

なお必要最小限のコストで「社会保障生計調査」の調査設計をより良いものとする可能性がある。本稿の分析対象とした制度変更とは異なり、多くの制度変更は 4 月に行われることが多い。しかし「社会保障生計調査」の調査対象世帯は年度ごとに入れ替えられるため、4 月前後の同一世帯の行動変化を追うことができない。そのため、これまでの 2004 年以降の制度変更の多くについて、

本稿が用いたのと同じ手法で分析することはできない。制度変更の施行を4月に行う場合が多く、またこうした制度変更の影響分析が将来的にも政策的に重要であるならば、調査時期を1月開始にした上、さらに調査対象者への負担も勘案しつつも、2年間の継続調査とした方が制度変更の影響評価のためには望ましい可能性がある。

(経済学部教授)

(経済学部教授)

(慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センター研究員)

(日本学術振興会特別研究員 DC)

参 考 文 献

- [1] 國枝繁樹 [2008] 「公的扶助の経済理論 I：公的扶助と労働供給」阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義『生活保護の経済分析』所収 (pp. 53–80), 東京大学出版会。
- [2] 駒村康平・道中隆・丸山桂 [2011] 「被保護母子世帯における貧困の世代間連鎖と生活上の問題」『三田学会雑誌』103 (4) : 619–645.
- [3] 生活保護手帳編集委員会編 [2009] 『生活保護手帳 (2009 年度版)』中央法規出版。
- [4] 藤原千沙・湯澤直美 [2010] 「被保護母子世帯の開始状況と廃止水準」『大原社会問題研究所雑誌』(620) : 49–63.
- [5] 藤原千沙・湯澤直美・石田浩 [2010] 「生活保護の受給期間：廃止世帯からみた考察」『社会政策』1 (4) : 87–99.
- [6] Brewer, M., A. Duncan, A. Shephard and M. J. Suárez [2006] “Did Working Families’ Tax Credit Work?: The Impact of In-work Support on Labour Supply in Great Britain,” *Labour Economics*, 13: 699–720.
- [7] Eissa, N. and J. B. Liebman [1996] “Labor Supply Response to the Earned Income Tax Credit,” *The Quarterly Journal of Economics*, 111(2): 605–637.
- [8] Meyer, B. D. [1995] “Natural and Quasi-experiments in Economics,” *Journal of Business and Economic Statistics*, 13: 151–161.
- [9] Meyer, B. D. and D. T. Rosenbaum [2001] “Welfare, the Earned Income Tax Credit, and the Labor Supply of Single Mothers,” *The Quarterly Journal of Economics*, 116(3): 1063–1114.
- [10] Sánchez-Mangas, R. and V. Sánchez-Marcos [2008] “Balancing Family and Work: The Effect of Cash Benefits for Working Mothers,” *Labour Economics*, 15: 1127–1142.

[附表] 基本統計量

	<i>Mean</i>	<i>[Std. dev.]</i>
被説明変数		
就業率	0.734	[0.442]
説明変数		
母子世帯	0.893	[0.310]
2009 年 12 月以降（加算復活・促進費廃止）	0.333	[0.472]
2009 年 12 月以降×母子世帯	0.298	[0.457]
5 歳以下の児童数	0.299	[0.578]
15 歳以下の児童数	1.632	[0.747]
16～18 歳の児童数	0.174	[0.395]
母親年齢	38.718	[6.233]
母親年齢二乗	1537.9	[491.2]
観測値数	2,124	
N	177	